

成年後見制度をご存知ですか

成年後見制度とは、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方を、法的に保護し、支えるための制度です。

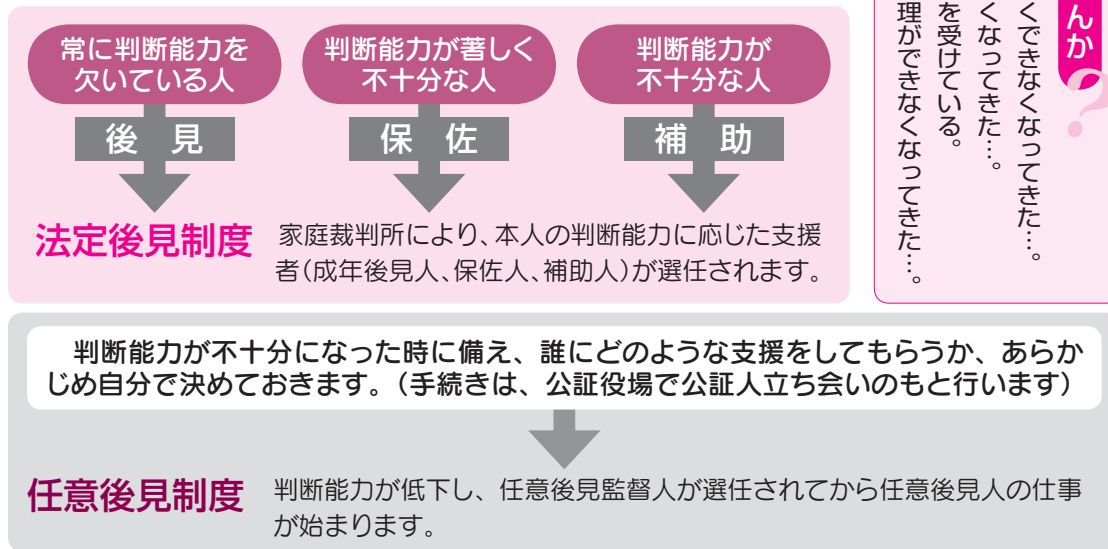
このようにいっていただけませんか？

- 物忘れがあり、お金の管理がうまくできなくなってきた…
- 色々な契約ができない、分からなくなってきた…
- 頻繁に訪問販売や悪徳商法の被害を受けている…
- 相続の手続きなど、難しい財産管理ができなくなってきた…

判断能力が十分でない方が、さまざまな契約を結んだり、預金の払い戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする必要があっても、判断能力が十分でない状態ではこれらのことをするのが難しい場合があります。また、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このため、家庭裁判所が、判断能力が十分でない方々を支援する人（成年後見人等）を選ぶことにより、本人を法的に支援します。

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「**法定後見制度**」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「**任意後見制度**」の2つの仕組みがあります。



旧民法と異なり、現在は、成年後見人がついた場合も、戸籍には一切記載されません。

いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で暮らすために、ひとりで悩まないでご相談ください。

■ご相談・お問い合わせ

福祉課 福祉係 ☎62-3147 (直通)

高齢者福祉課 高齢者支援係 ☎62-3157 (直通) または、各支所 高齢者児童福祉係

『佐久の先人検討事業』のご紹介

先人募集

佐久の先人検討事業は、平成21年12月実施のパブリックコメントを経て、本年度4月よりスタートしました。本事業は、佐久市にゆかりがあり、市民が語り継いでいく先人を掘り起こし、後世に伝えていこうとするものです。

検討に際しては、9名による検討委員会が設置されており、監修者に井出孫六さん、中村勝実さん、伊藤純郎さんをお願いし、助言をいただきながら進めています。

検討委員会では、現在約150人の先人選定候補者を挙げ検討していますが、市民の皆さんからも、先人の選定のための検討資料として推薦していただくことになりました。

下記内容により募集いたしますので多くの皆さんに関心を持っていただき、ご推薦をお願いします。

●推薦方法 選定の考え方

- 江戸時代以降の人 ● 物故者 ● 佐久の歴史、風土、生活を支えた人 ● 市民や子どもに語り継ぎたい人など
- 上記の考え方を参考に、任意の用紙で結構ですので、次の内容を記載のうえ提出してください。なお、内容は正確に詳しくお書きください。

- ① 推薦したい先人の氏名、出身地
- ② 推薦理由や先人が行なった内容
- ③ 参考にした本(文献・資料)の名称など、推薦用紙は、郵送かファックス、または、文化振興課の窓口へ直接ご持参ください。

●募集期間 3月1日(火)～4月28日(木)

■お問い合わせ 文化振興課

〒385-0043 佐久市取出町183 野沢会館内 ☎62-0664 ㊟64-6132

国民健康保険の手続きをお忘れなく

春は、新しい人生のスタートとなる季節です。国民健康保険（国保）に加入している方が、就職して会社の保険に加入されたり、遠隔地の大学・専門学校などに進学される場合は手続きが必要になります。

こんなときは届け出を

就職したら…

● 国保に加入している人が、就職して職場の健康保険などに加入した場合、国保の脱退の手続きは、自動的にされますか？

● 脱退の手続きは自動的にには行われませんので、必ず手続きをお取りください。

国保の脱退手続きに

必要なもの

- 職場の健康保険証（コピー可）
- 国保の保険証
- 印鑑
- 高齢受給者証（該当者のみ）
- 学生用の保険証（交付されている方のみ）

※国保の保険証は、職場の健康保険に加入した日から使えません。新しい保険証が交付されるまでの診療については、勤務先にご相談ください。また、保険証が変わったら、必ずかかっている医療機関にも届け出てください。

進学したら…

● 国保加入者が、親元を離れて大学や専門学校などに進学する場合、保険証はどうなりますか？

● 市外に転出される場合は、申請により学生用の保険証を作成することができます。

学生用保険証の申請に

必要なもの

- 在学証明書または学生証（学生証はコピー可）
- 国保の保険証
- 印鑑

会社を退職したら…

● 会社を退職し、職場の健康保険を脱退した場合は、保険はどうなりますか？

● 健康保険を脱退した日から国保に加入することになります。

国保の加入手続きに

必要なもの

- 健康保険資格喪失証明書または離職票

「加入手続きの必要がない方」

● 退職後すぐに再就職し、勤務先の健康保険などに加入した方

● 年金証書（年金を受給している60歳～64歳の方）

● 年金手帳（60歳未満の方）

● 印鑑

※届出が遅れると、医療費が全額自己負担になったり、保険料をさかのぼって納めなければならなくなります。

● 退職した会社の健康保険を任意継続した方（被保険者期間が退職した日まで継続して2か月〔共済組合は1年超〕あれば任意継続を選択することもできますので職場の担当者にご相談ください）

● 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方

● 手続きはお早めに、国保医療課国保係または各支所市民福祉課市民係（出張所は除く）にてお願いします。

新しい高齢受給者証を送付します

70歳～74歳の方が医療機関で受診された場合の窓口負担は、制度改正により本年4月から2割負担に見直されることになっていましたが、4月から平成24年3月末までの1年間は、引き続き1割に据え置かれます。（ただし、3割負担となっている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は変更ありません）

このため、既に発行してある、負担割合「2割（平成23年3月31日までは1割）」の高齢受給者証をお持ちになっている方については新たに受給者証を発行し、3月下旬に郵送いたします。

お問い合わせ

国保医療課 国保係 ☎62-3164（直通）
または各支所市民福祉課市民係

ホクト(株)佐久第二きのこセンター(仮称)の建設が始まりました

県営「佐久リサーチパーク」内に誘致したホクト(株)が、新たにエリンギを生産する「佐久第二きのこセンター(仮称)」の建設に着手しました。完成予定は6月で、新たな従業員の雇用も予定されております。

■お問い合わせ 商工振興課 産業立地推進係 ☎62-3265(直通)

